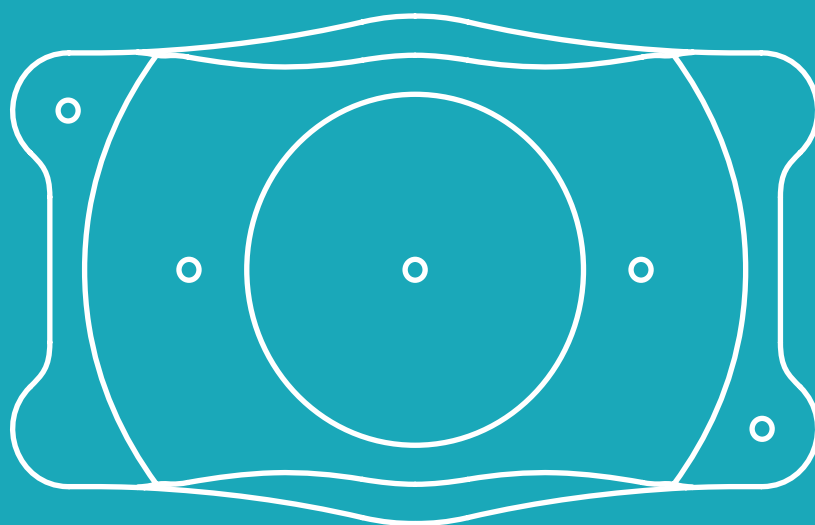


# 眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除



# 眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除

ICLの治療費は医療費控除の対象です。医療費控除は年末調整では対応できず、確定申告を行ってそのメリットを受けるしかありません。けれど、人によっては十万円単位での税金の還付を受けることができます。

確定申告と聞いて、どんなイメージを抱くでしょうか。おそらくほとんどの方が「めんどくさい」とか「よくわからない」と思うはずですが。

最近ではフリーランスのみならず、サラリーマンもふるさと納税や医療費控除などによって、確定申告が身近なものになりました。しかも税金の還付を受けるだけの確定申告は、慣れてしまえば難しいものではありません。

医療費控除の概要や、控除対象となる医療費の範囲、また、具体的な還付金額や確定申告書の記載の仕方を見ていきましょう。

## 医療費控除と医療費の範囲

医療費控除とは1年間で支払った医療費の金額によって、納める税金を減らす制度です。

医療費控除の対象範囲は、同一生計の家族の医療費も含まれます。つまり、もしあなたが世帯主なら配偶者や子供の治療に関する医療費も、あなたの税金を減らす可能性があります。あるいは、あなたが世帯主でなければ、あなたの医療費が世帯主の税金を減らす可能性もあるのです。

具体的には、年間の医療費の総額から10万円を差し引いた金額が「控除」という形で税金を減らしていきます。

「控除」という言葉は特に覚えなくても大丈夫です。とにかく「控除」というものには税金を減らす効果があるんだ、それくらいで問題ありません。具体的な数字を使ったケーススタディや、確定申告書の記載方法は後述するので安心してください。

## 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費には自由診療も含まれます。ポイントは医師の診療又は治療を受けて支払ったものかどうかです。

ICL治療は手術で眼の中にレンズを入れる矯正方法ですので、その費用は医療費控除の対象です。

## 医療費控除の計算と還付される税金の額

医療費控除の計算については、細かいことはさておき、ざっくりと把握すれば問題ありません(国税庁のブラウザソフトに年収などの情報を入力すれば自動で計算されます。後述するので安心してください)。具体的な金額は下のように計算されます。

### 確定申告の際の医療費控除の額※

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円)

### 減額される税金額

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円) × 自分の税率

※ 医療費控除の上限額は200万円です。また、所得金額が200万円未満の方は、その所得金額の5%の金額となります。

次に税率とケーススタディを見てみましょう。

## ケーススタディ

サラリーマンが支払う税金は主に、所得税と住民税です。所得税の税率は下記の表のとおりで、住民税の税率は一律10%です。

所得税の速算表 (平成27年分以降)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例えば、所得税率20%かつ住民税率10%の方がいるとします。その方が年間で50万円の医療費を使ったとすると、

$$(50万円 - 10万円) \times \text{税率}(20+10)\% = 12万円$$

という具合に、先の式に当てはめて、減額される税金の額が約12万円であると把握することができます。

このときの注意点は、所得税の税率です。年収をベースに上記の所得税率表を見るではありません。

源泉徴収票のサンプルを確認してみましょう。

支払又は居住する者		住所又は居所		氏名		職名		受給者番号	
種別	支払金額	給与・賞与	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,978,800	7,978,800	5,980,920	1,960,376	384,400	384,400	384,400	384,400	384,400
源泉控除対象所得	控除の額	控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別	控除対象扶養親族の種別
有	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
○	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,066,860	120,000	13,516							
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	新個人年金保険料の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	180,000	207,000							
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

この場合は、年収が7,978,800万円です。所得はもっというと低く、

$$5,980,920円 - 1,960,376円 = 4,020,544円$$

と計算されます。源泉徴収票をみて所得を計算する方法は、このようにワンパターンで覚えておきましょう。

→ 給与所得控除後の金額 - 所得控除の額の合計額 = 所得の金額

そうするとこの源泉徴収票の持ち主は、所得税率表にあてはめると所得税率20%であるとわかります。

最後に源泉徴収票を用いて、確定申告書を作成してみましょう。

## 確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー  
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

**NEW**

作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ(拡張子が [.data])を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出  
マイナンバーカード方式

e-Taxで提出  
ID・パスワード方式

印刷して提出

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

1 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和元年度の申告書等の作成

**所得税**

- 所得税の確定申告書を作成します(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。

決算書・収支内訳書

- 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消費税

- 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈与税

- 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

**給与・年金の方  
(給与・年金専用)**

給与と所得や年金所得のみの方専用  
の初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
- 所得が年金(国民年金、企業年金、個人年金等)のみの方
- 所得が給与と年金のみの方

作成開始

**左記以外の所得のある方  
(全ての所得対応)**

全ての所得・控除等に対応した入力画面から、必要な項目を各自で選択・入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- 事業、不動産、退職所得のある方
- 給与と年金以外の所得(配当、一時、譲渡等)があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方

作成開始

**左のボタン選択がお分かりにならない方**

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答え、回答に応じて表示される画面を入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- 左の作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方
- など

作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからない方は一番右をクリック)

適用を受ける控除の選択

年末調整で適用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックをしてください。

ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特別の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

適用を受ける所得控除について(複数選択可)	チェック	適用を受ける税額控除等について(複数選択可)	チェック
医療費控除	<input checked="" type="checkbox"/>	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 (年末調整で既に適用を受けている場合を除く)	<input type="checkbox"/>
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	住宅新築改修特別控除	<input type="checkbox"/>
雑損控除	<input type="checkbox"/>	住宅特定改修特別控除	<input type="checkbox"/>
上記以外の控除の追加・変更	<input type="checkbox"/>	認定住宅新築等特別控除	<input type="checkbox"/>
年末調整で適用を受けた控除の変更や、適用を受けていない控除の追加をする場合はチェックをしてください。		外国税額控除	<input type="checkbox"/>
(注) 国民年金会費等長期継続給付料(扶養継続のものを含む)を追加 ・ 全労連特別控除や国民年金控除を適用 ・ 配偶者控除の適用を定める ・ 控除額の算出方法を ・ 控除額が算出されない		予定納税額	<input type="checkbox"/>
		本年分で差し引く繰越損失額	<input type="checkbox"/>
		翌年以後に繰り越す損失額	<input type="checkbox"/>

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

## 源泉徴収票の入力

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

- 支払金額  
1 円
- 給与所得控除後の金額  
入力不要です。  
円
- 所得控除の額の合計額  
円
- 源泉徴収税額  
2段で記載されている場合、下の段の金額  
円  
源泉徴収税額が2段で記載(内書き) ①  
2段で記載されている場合、上の段の金額
- 住宅借入金等特別控除の額の記載  
あり なし

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特別の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

所得控除の種類(各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額(円)	所得控除の種類(各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額(円)
雑損控除				寡婦、寡夫控除			
医療費控除	<input checked="" type="checkbox"/>	入力する	3	勤労学生控除			
社会保険料控除				障害者控除			
社会保険料控除				配偶者特別控除			
小規模企業共済等納付金控除				扶養控除			
生命保険料控除				基礎控除	<input checked="" type="checkbox"/>		380,000
地震保険料控除				合計			1,960,376
寄附金控除							

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

## 医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

### 入力方法の選択 (医療費控除)

#### 入力方法の選択

- 入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら
- 医療費の領収書から入力して、明細書を作成する
- 医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する
- 医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)
- 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) や領収書から入力して、明細書を作成する

4択の一番上、「医療費の領収書から入力して、明細書を作成する」にチェックを入れます。

## 医療費の入力

「領収書1枚ごと」ではなく、「病院、薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。

医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内)

国税 太郎

病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)

〇〇アイクリニック

医療費の区分 (複数選択可)

- 診療・治療
- 医薬品購入
- 介護保険サービス
- その他の医療費 (通院費など)

A 支払った医療費の額

500,000 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について

円

お手元の医療費の領収書を見ながら、その情報を入力します。(医療を受けた方の氏名、病院名、金額)

## 計算結果の確認 (医療費控除)

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

項目	金額
A 支払った医療費	500,000円
B 保険金などで補てんされる金額	0円
C 差引金額 (A-B)	500,000円
D 所得金額の合計額	5,980,920円
E D×0.05	299,046円
F Eと10万円のいずれか少ない方金額	100,000円
G 医療費控除額 (C-F) (注)	400,000円

そうすると医療費控除の金額が計算されて、

計算結果の確認

「作成した申告書の表示・確認」をクリックすると、申告書の様式に合わせた画面で内容の確認や訂正等を行うことができます。

還付される金額は、 円です。

さらに進むと、還付される所得税の額が表示されます<sup>\*</sup>。この方は先ほどのケーススタディで所得税率が20%であると確認しています。よって医療費控除の額40万円の約20%の額の所得税の還付金額になりました。

<sup>\*</sup> 今回のケーススタディで支払った医療費は500,000円ですが、例えば2倍の医療費1,000,000円を支払った場合は、還付される金額も約2倍となります。

税金の仕組み上、所得税の分は還付されて、住民税の分は翌年の住民税から差し引かれます。(この方だと40万円×10%=4万円が住民税から差し引かれる額です)

あとは流れに沿って、扶養親族の情報、ご自身の名前・住所、マイナンバー、および還付金を受け取る口座の情報を記載します。

令和01年分の確定申告書B

住所: 東京都中央区勝どき6-3-2

氏名: 国税 太郎

生年月日: 3/5/74

項目	金額
課税される所得金額 (①-⑤) 又は第三表上ののりにする金額 又は第三表の額	3,620,000
配当控除 (⑥)	296,500
配当控除 (⑦)	0
配当控除 (⑧)	0
配当控除 (⑨)	0
配当控除 (⑩)	0
配当控除 (⑪)	0
配当控除 (⑫)	0
配当控除 (⑬)	0
配当控除 (⑭)	0
配当控除 (⑮)	0
配当控除 (⑯)	0
配当控除 (⑰)	0
配当控除 (⑱)	0
配当控除 (⑲)	0
配当控除 (⑳)	0
配当控除 (㉑)	0
配当控除 (㉒)	0
配当控除 (㉓)	0
配当控除 (㉔)	0
配当控除 (㉕)	0
配当控除 (㉖)	0
配当控除 (㉗)	0
配当控除 (㉘)	0
配当控除 (㉙)	0
配当控除 (㉚)	0
配当控除 (㉛)	0
配当控除 (㉜)	0
配当控除 (㉝)	0
配当控除 (㉞)	0
配当控除 (㉟)	0
配当控除 (㊱)	0
配当控除 (㊲)	0
配当控除 (㊳)	0
配当控除 (㊴)	0
配当控除 (㊵)	0
配当控除 (㊶)	0
配当控除 (㊷)	0
配当控除 (㊸)	0
配当控除 (㊹)	0
配当控除 (㊺)	0
配当控除 (㊻)	0
配当控除 (㊼)	0
配当控除 (㊽)	0
配当控除 (㊾)	0
配当控除 (㊿)	0
所得金額 (㉑)	3,027,266
源泉徴収税額 (㉒)	384,400
申告書控除額 (㉓)	-81,674
第3期分 (㉔)	0
第3期分 (㉕)	81,674
配当金の合計所得金額 (㉖)	
確定申告書の合計所得金額 (㉗)	
青色申告特別控除額 (㉘)	
雑所得 (㉙)	
源泉徴収税額の合計額 (㉚)	
未納分の源泉徴収税額 (㉛)	
平均課税対象金額 (㉜)	
平均課税対象金額 (㉝)	
平均課税対象金額 (㉞)	
平均課税対象金額 (㉟)	
平均課税対象金額 (㊱)	
平均課税対象金額 (㊲)	
平均課税対象金額 (㊳)	
平均課税対象金額 (㊴)	
平均課税対象金額 (㊵)	
平均課税対象金額 (㊶)	
平均課税対象金額 (㊷)	
平均課税対象金額 (㊸)	
平均課税対象金額 (㊹)	
平均課税対象金額 (㊺)	
平均課税対象金額 (㊻)	
平均課税対象金額 (㊼)	
平均課税対象金額 (㊽)	
平均課税対象金額 (㊾)	
平均課税対象金額 (㊿)	
所得金額 (㉑)	1,960,376
源泉徴収税額 (㉒)	0
申告書控除額 (㉓)	0
第3期分 (㉔)	0
第3期分 (㉕)	0
第3期分 (㉖)	0
第3期分 (㉗)	0
第3期分 (㉘)	0
第3期分 (㉙)	0
第3期分 (㉚)	0
第3期分 (㉛)	0
第3期分 (㉜)	0
第3期分 (㉝)	0
第3期分 (㉞)	0
第3期分 (㉟)	0
第3期分 (㊱)	0
第3期分 (㊲)	0
第3期分 (㊳)	0
第3期分 (㊴)	0
第3期分 (㊵)	0
第3期分 (㊶)	0
第3期分 (㊷)	0
第3期分 (㊸)	0
第3期分 (㊹)	0
第3期分 (㊺)	0
第3期分 (㊻)	0
第3期分 (㊼)	0
第3期分 (㊽)	0
第3期分 (㊾)	0
第3期分 (㊿)	0
所得金額 (㉑)	2,360,376
源泉徴収税額 (㉒)	0
申告書控除額 (㉓)	0
第3期分 (㉔)	0
第3期分 (㉕)	0
第3期分 (㉖)	0
第3期分 (㉗)	0
第3期分 (㉘)	0
第3期分 (㉙)	0
第3期分 (㉚)	0
第3期分 (㉛)	0
第3期分 (㉜)	0
第3期分 (㉝)	0
第3期分 (㉞)	0
第3期分 (㉟)	0
第3期分 (㊱)	0
第3期分 (㊲)	0
第3期分 (㊳)	0
第3期分 (㊴)	0
第3期分 (㊵)	0
第3期分 (㊶)	0
第3期分 (㊷)	0
第3期分 (㊸)	0
第3期分 (㊹)	0
第3期分 (㊺)	0
第3期分 (㊻)	0
第3期分 (㊼)	0
第3期分 (㊽)	0
第3期分 (㊾)	0
第3期分 (㊿)	0

すると、確定申告書が完成します。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【控用】

印刷の際に、このように資料名が表示されます。印刷をして、身分証明書のコピーを添付して、お住まいの管轄の税務署に提出しましょう。

ちなみに、医療費の領収書は2017年から添付不要になりました。しかし保存義務は5年間あるので、ご自宅ですっきりと保存しておきましょう。また、源泉徴収票の添付も2019年4月から不要になりました。

医療費控除などの税金が還付される申告は5年間遡って申告できます。しかし、申告が早ければ早いほど税金が早く還付されるので、源泉徴収票などの情報がお手元に揃ったら、早めに確定申告をしましょう。

郵送提出の注意点は、2部提出すること、自分宛の返信用封筒(切手付き)を同封することです。確定申告書の控えは、その年の自分の年収を証明する大事な書類です。提出の際は必ず控えの提出も行い、税務署の受領印をもらい、返信用封筒でご自宅に送ってもらいましょう。

以上が、医療費控除の概要と確定申告の仕方です。慣れてしまえば、そんなに難しいものではないことがおわかりいただけましたでしょうか。もし、わからないことがあれば、税務署に問い合わせれば答えてくださるので、安心して確定申告書の作成・提出することができます。